

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 大阪府
（氏名） A

上記被審人に対する平成19事務年度（判）第5号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官蛭川明彦、審判官城處琢也、同宮澤志穂から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金44万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成20年1月16日（水）

2 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

被審人は、平成19年3月7日、埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16に本店を置き、飲食店の経営等を目的とし、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部に上場されているカップ・クリエイト株式会社と資本業務提携契約の締結の交渉をしている株式会社Bの役員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知ったカップ・クリエイト株式会社の業務執行を決定する機関が株式会社ゼンショーと資本提携を伴う業務上の提携を行うことについての決定をした旨の重要事実の伝達を受け、法定の除外事由がないのに、上記事実の公表前の同月8日、大阪府所在のC証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券

取引所において、自己の計算において、カップ・クリエイト株式会社の株券4000株を買付価額665万6000円で買い付けたものである。

(2) 法令の適用

法第175条第1項第2号、平成18年法律第65号による改正前の証券取引法第166条3項、第2項第1号ヨ、平成19年政令第233号による改正前の証券取引法施行令第28条第1号

(3) 課徴金の計算の基礎

$$(1,774 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株}) - (1,664 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株}) = 440,000 \text{ 円}$$

平成19年11月15日

金融庁長官 佐藤隆文